平成 20 年 11 月 25 日

各　　位

会 社 名　ｅ-まちタウン株式会社
代表者名　代表取締役社長　島村　正顕
コード番号　４７４７（東証マザーズ）
問合せ先　広　　報　　部
電　　話　０３-５９５１-７１９２

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」について、下記の通り一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。
（変更箇所は、下線で示しております。）

記

【変更の趣旨】

① 政府基本方針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月）」及び東京証券取引所の「反社会的勢力排除に向けた上場制度及びその他上場制度の整備に伴う有価証券上場規程等の一部改正（平成 20 年 2 月）」を受け、反社会的勢力との関係排除に向けた当社の姿勢・取組み及び反社会的勢力による被害の防止に関する事項を、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として内部統制システムに明確に位置づけるもの。

② 「取締役の職務の執行にかかる文書の保存及び管理（第 5 条）」に関して、当社文書取扱規程との整合性を図るための変更するもの。

③ 「監査役補助人の設置及び独立性の確保（第 10 条）」に関して、監査役補助人及び監査役会室設置のための手続き等を明確化するための変更を行うとともに、表記の統一等所要の変更を行うもの。

１．取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び全従業員が法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。

② 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会勢力との関係遮断に取り組むものとします。

③ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これら活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。

④ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。

２．取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書管理規程に従い、適切に保管およ

び管理するものとします。また、監査役から要請を受けた際は、直ちに文書の閲覧に応じるものとします。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を新たに制定し、各リスクカテゴリー毎の担当部署を定め、継続的に管理するものとします。

② 内部監査部門が各部署ごとのリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。

③ リスクに関する情報は迅速且つ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

４．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

①職務権限・意思決定ルールの策定及び見直し

②取締役及び事業部長を構成員とする経営会議の実施

③予算管理規程に基づく中長期計画を策定し、各事業部門ごとの業績目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施

④経営会議及び取締役会による月次もしくは四半期業績のレビューと改善策の実施

５．当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及びその系列会社（以下「グループ会社」といいます）のセグメント別の事業ごとにそれぞれの責任を負う取締役を任命し、その他の取締役と連携して、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。

６．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことおよびその使用人の取締役からの独立性を確保するための体制

①当社は、監査役から要請があった場合、監査役の監査業務を補助する人員（以下「補助人」といいます）を配置し、または監査業務に適した監査役室を設置するものとします。但し、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

②補助人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。

③補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該補助人の兼任職務内容を変更するものとします。

７．監査役への報告体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、次に定める事項を監査役会に報告するものとします。

ⅰ.会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項

ⅱ.内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ⅲ.重大な法令・定款違反

②取締役及び従業員は前項に定める重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとします。

③監査の実効性を確保するため、取締役及び従業員は、監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。

以　上